

静岡県国民健康保険事業費納付金条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第48号

静岡県国民健康保険事業費納付金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の7第1項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条第3項から第7項まで及び第9項、第10条第3項から第5項まで及び第7項並びに第11条第3項から第5項までの規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び算定政令において使用する用語の例による。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第3条 県は、年度ごとに各市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例の定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第4条 医療費指数反映係数は、0以上1以下の範囲内において知事が定める数とする。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第5条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第6条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第7条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第8条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第9条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第10条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第11条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第12条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第13条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第14条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第15条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第16条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条第5項第1号に掲げる数とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第3条第1項の規定による算定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条から第17条までの規定の例により行うことができる。